

亀山市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第7号

亀山市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

亀山市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成17年亀山市規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（経験年数を有する者の号給）</p> <p>第13条 新たに職員となった次の各号に掲げる者（職務の級を第9条第1項第1号に掲げる職務の級に決定された者を除く。）のうち、当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第10条第1項の規定による号給（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。）の号数に、当該経験年数の月数を12月（その者の経験年数のうち5年を超</p>	<p>（経験年数を有する者の号給）</p> <p>第13条 新たに職員となった次の各号に掲げる者（職務の級を第9条第1項第1号に掲げる職務の級に決定された者を除く。）のうち、当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第10条第1項の規定による号給（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。）の号数に、当該経験年数の月数を12月（その者の経験年数のうち5年を超</p>

える経験年数（第2号又は第4号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて市長の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して市長が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、18月）で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に別表第9に定める行政職給料表（一）7級以下職員等昇給号給数表のC欄の上段に掲げる号給数（行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあつては、別表第9の2に定める行政職給料表（一）8級職員昇給号給数表のC欄に掲げる号給数）を乗じて得た数を加えて得た数を号数とすることができる。

[（1）～（4） 略]

[2～4 略]

（昇給区分及び昇給の号給数）

第29条 [略]

[2～4 略]

5 条例第6条第1項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて別表第9及び第9の2に定める昇給号給数表

える経験年数（第2号又は第4号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて市長の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して市長が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、18月）で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に別表第9に定める昇給号給数表のC欄の上段に掲げる号給数を乗じて得た数を加えて得た数を号数とすることができる。

[（1）～（4） 略]

[2～4 略]

（昇給区分及び昇給の号給数）

第29条 [略]

[2～4 略]

5 条例第6条第1項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて別表第9に定める昇給号給数表に定める号給

<p>に定める号給数とする。</p> <p>[6～9 略]</p> <p>(昇給号給数の抑制に係る年齢の特例)</p> <p>第31条 条例第6条第3項第1号の規則で定める職員は、行政職給料表(二)の適用を受ける職員とし、同項の規則で定める年齢は、57歳とする。</p>	<p>数とする。</p> <p>[6～9 略]</p> <p>(昇給号給数の抑制に係る年齢の特例)</p> <p>第31条 条例第6条第3項の規則で定める職員は、行政職給料表(二)の適用を受ける職員とし、同項の規則で定める年齢は、57歳とする。</p>
備考 表中の [] の記載は注記である。	

別表第4を次のように改める。

別表第4 (第6条関係)

経験年数換算表

経歴		換算率
国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間(常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。)	10割
	その他の期間	10割以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間(正規の修学年数内の期間に限る。)		10割以下
その他の期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	10割以下
	その他の期間	2割5分以下(部内の

		他の職員との均衡を著しく失する場合は、5割以下)
--	--	--------------------------

別表第5を次のように改める。

別表第5（第7条関係）

修学年数調整表

学歴区分	修学年数	基準学歴区分		
		大学卒（16年）	短大卒（14年）	高校卒（12年）
博士課程修了	21年	+5年	+7年	+9年
修士課程修了	18年	+2年	+4年	+6年
専門職学位課程修了	18年	+2年	+4年	+6年
大学6卒	18年	+2年	+4年	+6年
大学専攻科卒	17年	+1年	+3年	+5年
大学4卒	16年		+2年	+4年
短大3卒	15年	-1年	+1年	+3年
短大2卒	14年	-2年		+2年
短大1卒	13年	-3年	-1年	+1年
高校専攻科卒	13年	-3年	-1年	+1年
高校3卒	12年	-4年	-2年	

備考

- 1 学歴区分欄及び基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数（修学年数欄の年数を除く。）は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数（以下「調整年数」という。）を示す。この場合において「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。

- 3 級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分（その区分に属する学歴免許等の資格を含む。）が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。
- 4 学校教育法による大学院博士課程のうち医学又は歯学に関する課程を終了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。
- 5 その者の有する学歴免許等の資格に係る修学年数及び調整年数について市長が別段の定めをした職員については、市長が定める修学年数及び調整年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とする。

別表第7を次のように改める。

別表第7（第21条関係）

行政職給料表（一）昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1

8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	1	1	1
11	1	1	1	3	1	1	1
12	1	1	1	4	1	1	1
13	1	1	1	5	1	1	2
14	1	1	1	6	2	1	2
15	1	1	1	7	3	1	2
16	1	1	1	8	4	1	2
17	1	1	1	9	5	1	2
18	1	1	1	10	6	2	3
19	1	1	1	11	7	3	3
20	1	1	1	12	8	4	3
21	1	1	1	13	9	5	3
22	1	2	2	14	10	5	4
23	1	3	3	15	11	6	4
24	1	4	4	16	12	6	4
25	1	5	5	17	13	7	4
26	1	6	6	18	14	7	4
27	1	7	7	19	15	8	4
28	1	8	8	20	16	8	4
29	1	9	9	21	17	9	5
30	1	10	10	22	18	9	5
31	1	11	11	23	19	10	5
32	1	12	12	24	20	10	5
33	1	13	13	25	21	11	5
34	2	14	14	26	22	11	5
35	3	15	15	27	23	12	5
36	4	16	16	28	24	12	5

37	5	17	17	29	25	13	5
38	6	18	18	30	26	13	5
39	7	19	19	31	27	13	5
40	8	20	20	32	28	13	5
41	9	21	21	33	29	14	5
42	10	22	22	34	29	14	5
43	11	23	23	35	30	14	5
44	12	24	24	36	30	14	5
45	13	25	25	37	31	15	5
46	14	26	26	38	31	15	
47	15	27	27	39	32	15	
48	16	28	28	40	32	15	
49	17	29	29	41	33	15	
50	18	30	30	42	33	15	
51	19	31	31	43	34	15	
52	20	32	32	44	34	15	
53	21	33	33	45	35	15	
54	21	33	34	46	35	15	
55	22	34	35	47	36	15	
56	22	34	36	48	36	15	
57	23	35	37	49	37	15	
58	23	35	37	50	37	15	
59	24	36	37	51	38	15	
60	24	36	38	52	38	15	
61	25	37	38	53	38	15	
62	25	38	38	54	38	15	
63	26	39	39	55	38	15	
64	26	40	39	56	38	15	
65	27	41	39	57	38	15	

66	27	41	40	58	38	16	
67	28	42	40	59	38	16	
68	28	42	40	60	38	16	
69	29	43	41	60	39	16	
70	29	43	41	60	39	16	
71	29	44	41	60	39	16	
72	30	44	42	60	39	16	
73	30	45	42	61	39	17	
74	30	45	42	61	39		
75	31	45	43	61	39		
76	31	45	43	61	39		
77	31	45	43	61	39		
78	32	46	44	62	39		
79	32	46	44	62	39		
80	32	46	44	62	39		
81	33	46	45	63	40		
82	33	46	45	64	40		
83	33	47	45	65	40		
84	34	47	45	66	40		
85	34	47	46	67	41		
86	34	47	46				
87	35	47	46				
88	35	48	46				
89	35	48	47				
90	36	48	47				
91	36	48	47				
92	36	48	47				
93	37	49	47				
94		49	47				

95		49	47				
96		49	48				
97		49	48				
98		50	48				
99		50	48				
100		50	48				
101		50	48				
102		50	48				
103		51	49				
104		51	49				
105		51	49				
106		51	49				
107		51	49				
108		52	49				
109		52	49				
110		52					
111		52					
112		52					
113		52					
114		52					
115		52					
116		52					
117		53					
118		53					
119		53					
120		53					
121		53					
122		53					
123		53					

1 2 4		5 3					
1 2 5		5 3					

備考 この表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第8を次のように改める。

別表第8（第22条関係）

行政職給料表（一）降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	3 3	2 1	2 1	9	1 3	1 7	1 2
2	3 3	2 2	2 2	1 0	1 4	1 8	1 7
3	3 3	2 3	2 3	1 1	1 5	1 9	2 1
4	3 4	2 4	2 4	1 2	1 6	2 0	2 8
5	3 5	2 5	2 5	1 3	1 7	2 2	4 5
6	3 6	2 6	2 6	1 4	1 8	2 4	4 5
7	3 8	2 7	2 7	1 5	1 9	2 6	4 5
8	3 9	2 8	2 8	1 6	2 0	2 8	4 5
9	4 1	2 9	2 9	1 7	2 1	3 0	4 5
1 0	4 2	3 0	3 0	1 8	2 2	3 2	
1 1	4 3	3 1	3 1	1 9	2 3	3 4	
1 2	4 4	3 2	3 2	2 0	2 4	3 6	
1 3	4 5	3 3	3 3	2 1	2 5	4 0	
1 4	4 6	3 4	3 4	2 2	2 6	4 4	
1 5	4 7	3 5	3 5	2 3	2 7	6 5	
1 6	4 8	3 6	3 6	2 4	2 8	7 2	
1 7	4 9	3 7	3 7	2 5	2 9	7 3	
1 8	5 0	3 8	3 8	2 6	3 0	7 3	

19	51	39	39	27	31	73	
20	52	40	40	28	32	73	
21	54	41	41	29	33	73	
22	56	42	42	30	34	73	
23	58	43	43	31	35	73	
24	60	44	44	32	36	73	
25	62	45	45	33	37	73	
26	64	46	46	34	38	73	
27	66	47	47	35	39	73	
28	68	48	48	36	40	73	
29	71	49	49	37	42	73	
30	74	50	50	38	44	73	
31	77	51	51	39	46	73	
32	80	52	52	40	48	73	
33	83	54	53	41	50	73	
34	86	56	54	42	52	73	
35	89	58	55	43	54	73	
36	92	60	56	44	56	73	
37	93	61	59	45	58	73	
38	93	62	62	46	68	73	
39	93	63	65	47	80	73	
40	93	64	68	48	84	73	
41	93	66	71	49	85	73	
42	93	68	74	50	85	73	
43	93	70	77	51	85	73	
44	93	72	80	52	85	73	
45	93	77	84	53	85	73	
46	93	82	88	54	85		
47	93	87	95	55	85		

48	93	92	102	56	85		
49	93	97	109	57	85		
50	93	102	109	58	85		
51	93	107	109	59	85		
52	93	116	109	60	85		
53	93	125	109	61	85		
54	93	125	109	62	85		
55	93	125	109	63	85		
56	93	125	109	64	85		
57	93	125	109	65	85		
58	93	125	109	66	85		
59	93	125	109	67	85		
60	93	125	109	72	85		
61	93	125	109	77	85		
62	93	125	109	80	85		
63	93	125	109	81	85		
64	93	125	109	82	85		
65	93	125	109	83	85		
66	93	125	109	84	85		
67	93	125	109	85	85		
68	93	125	109	85	85		
69	93	125	109	85	85		
70	93	125	109	85	85		
71	93	125	109	85	85		
72	93	125	109	85	85		
73	93	125	109	85	85		
74	93	125	109	85			
75	93	125	109	85			
76	93	125	109	85			

77	93	125	109	85			
78	93	125	109	85			
79	93	125	109	85			
80	93	125	109	85			
81	93	125	109	85			
82	93	125	109	85			
83	93	125	109	85			
84	93	125	109	85			
85	93	125	109	85			
86	93	125					
87	93	125					
88	93	125					
89	93	125					
90	93	125					
91	93	125					
92	93	125					
93	93	125					
94	93	125					
95	93	125					
96	93	125					
97	93	125					
98	93	125					
99	93	125					
100	93	125					
101	93	125					
102	93	125					
103	93	125					
104	93	125					
105	93	125					

106	93	125					
107	93	125					
108	93	125					
109	93	125					
110	93						
111	93						
112	93						
113	93						
114	93						
115	93						
116	93						
117	93						
118	93						
119	93						
120	93						
121	93						
122	93						
123	93						
124	93						
125	93						

備考 この表の降格後の号給欄中「1級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。

別表第9を次のように改める。

別表第9（第29条関係）

行政職給料表（一）7級以下職員等昇給号給数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号	8以上	6	4	2	0
給数	2以上	1	0	0	0

備考

1 この表は、行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以下であるものに適用する。

2 この表に定める上段の号給数は条例第6条第3項第1号の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同号の規定の適用を受ける職員に適用する。

別表第9の次に次の1表を加える。

別表第9の2（第29条関係）

行政職給料表（一）8級職員昇給号給数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号 給数	2	1	0	0	0

備考 この表は、行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものに適用する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）に昇格又は降格（以下「昇格等」という。）した職員については、当該昇格等がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして第21条又は第22条の規定を適用する。